

間伐材供給促進事業実施要綱

令和7年4月1日付7産労農森第14号

(目的)

第1 森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、これらの機能を十分に発揮させるためには、利用期を迎えた人工林資源の有効な利活用に向け、森林整備を適切かつ効率的に行う必要がある。

間伐は、健全な森林の造成に不可欠な施業であり、森林施業の集約化や路網整備を通じて、省力化・低コスト化を図りつつ、計画的に推進することが重要である。一方、木材価格の低迷、生産費の上昇等から、間伐材が搬出されず残置されることも多く、森林資源が有効に利用されない現実がある。

都は搬出間伐を推進するために、作業道等の基盤整備や必要な林業機械の購入等を支援し、多摩産材の有効利用と供給量の増加を目指す。

(事業内容)

第2 第1の目的を達成するために、次の事業を実施するものとする。

- (1) 間伐材供給促進事業
別表のとおり

(実施対象)

第3 第2の実施対象は、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林（予定地含む。）とする。

(事業主体)

第4 第2の事業を実施する主体（以下「事業主体」という。）は、森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。

- 2 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下、同じ）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

(助成)

第5 知事は、本事業の実施のために必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

(助言・指導)

第6 知事は、地域の実情に応じた適正かつ円滑な事業推進を図るため、本事業実施に当たり、事業主体に対し技術的な助言・指導を行うものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

事業内容 (1) 間伐材供給促進事業

項目	細項目	内容	事業規模
ア 造林補助事業等			
(7) 森林作業道の作設			
a	事業区域と林道等との接続のための構造物の作設	設計等 搬出間伐等の計画により森林整備の効率化及び森林経営の効率化に資すると認められる橋梁、路側等構造物の施設整備とする。間伐材供給促進事業に係る事業計画区域内又は事業区域に到達するため、林道等既設の道路から河川、沢を渡ることが必要な場合、橋梁の架設を行う。 構造物の作設に際して必要な以下の業務とする。 ①調査（周辺状況、所有者、許認可） ②測量（線形、構造物の設置位置） ③設計・積算（構造物の設計、積算） ④施工（取付け・接続道路、橋台、橋脚、床板、欄干等、路側等構造物）	
	工事		
b	森林作業道の作設等・木製構造物設置	「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付22林整第656号林野庁長官通知）に基づき作成した東京都森林作業道作設指針（平成23年4月1日付22産労農林第814号）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかな森林作業道の整備を行う。	
c	中間土場（仮置き場）の設置	間伐材の搬出のため、伐採した立木を一時的に貯留する場、必要な資材等の置き場、機械及び車両の転回場として設置する土場の整備を行う。	
(i) 森林施業等			
a	間伐	適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積を行う。 なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積200m ³ を上限とする。	1 施行地の面積は0.05ha以上とする。 単年度あたりの搬出材積は50m ³ /ha以上とする。
b	枝打ち	次の(7)～(i)のいずれかに該当する枝葉の除去を行う。	
	(a)	6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去を行う。	1 施行地の面積が0.05ha以上
	(b)	12 齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去を行う。	
c	間伐材搬出	間伐材の有効利用を促進するために行う。間伐を実施した箇所において、多摩木材センター等（以下「市場等」という。）までの間伐材の集材及び運材とする。	1 施行地の搬出材積が50m ³ /ha以上
イ	搬出間伐林業機械導入事業	立木の伐採（間伐）、集材、搬出、運材等、伐採から原木市場等への作業及び森林作業道の開設、改良、維持管理に必要な林業機械、重機及び車両の整備を行う。	